

越境ECプロモーション支援事業 出品企業募集要項 【タイ】

実施概要

募集商品数	50商品程度
事業運営委託業者	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

募集期間 2019年4月22日(月)～2019年5月28日(火)

公益財団法人東京都中小企業振興公社

【お問い合わせ先】

事業戦略部 国際事業課

越境ECプロモーション支援担当

(所在地) 東京都千代田区神田和泉町 1-13

住友商事神田和泉町ビル 9階

(TEL) 03-5822-7241 (FAX) 03-5822-7240

1 事業案内

公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)では、越境EC(インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引)を活用したタイ市場への販路開拓を考える都内中小企業に対し、「越境ECプロモーション支援事業」を実施します。

本事業において、公社は、特設サイトを開設し、都内中小企業が製造する優れた商品を紹介する取り組みを開始します。特設サイトへの出品を通じて、海外販路開拓やそのビジネスモデル構築への助言・アドバイス・フォローアップ等を行ってまいります。

越境ECサイトを活用した販路拡大にご関心のある都内中小企業の皆さまのお申し込みをお待ちしています。

なお、本事業は、委託先である東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が運営するサイト内で出品・販売します。

【東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 会社概要】

(企業ホームページより)

設立:1993年4月30日

本社所在地:東京都千代田区麹町一丁目12番地

事業概要:放送法による基幹放送事業・放送番組等の企画、制作、公衆送信および販売・放送事業に関する教育・厚生、文化事業の運営など



2 越境EC概要 [タイ]

掲載予定サイト: LAZADA (ラザダ)

【LAZADA 概要】 <https://www.lazada.co.th/>

タイECプラットフォームで最大シェアを誇る。アリババグループ(中国の第一ECサイト提供者)の傘下。

設立:2012年3月14日

月間推定アクセス数:6,300万回(2018年3月)

主な販売商品:時計、バッグ、ファッション、宝石、工芸品、インテリア家具、育児アイテム等

【掲載期間】2019年7月中旬~2020年3月31日(火) <予定>

【出品数】50商品程度

【取扱商品】都内中小企業者が製造する消費者向けの商品(製造のみ外部委託も可)

例:雑貨、インテリア、食器、服飾品、伝統工芸品等

※取り扱いに注意が必要な商品

- ・化粧品、健康食品:応募時点で、タイFDA等の登録証を取得している商品
- ・家電製品:応募時点で、タイTIS等の登録証を取得している商品

※取り扱いができない商品

- ・食品(生鮮食品・加工食品)
- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権など他人の権利を侵害する商品
- ・日本・タイの国内法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・その他、公社または東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が不適切と判断した商品

【販売形式】 委託販売

【支援内容】 出品企業に対し、以下の支援を行います。

- (1)「LAZADA」内に開設する公社越境EC特設サイトにおける商品の出品
- (2)特設サイトおよび出品商品について、マスメディアやソーシャルメディアを活用し、販売促進の 프로모ーションを実施
- (3)販売管理

①発送在庫管理

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との出品契約に基づき、日本国内で出品企業から預かった商品をタイへ発送し、タイ国内倉庫で商品の在庫管理を行います。

※東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が指定する日本国内倉庫までの発送費用は、出品企業負担になります。

※化粧品や家電製品等、タイ国内で販売認可の必要な商品は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が指定するタイ国内倉庫までの発送費用が出品企業負担になります。

②受注配送管理

特設サイトに注文が入った際、受注・入金があった旨を出品企業に通知し、出品企業から預かった受注商品について、タイ国内倉庫で梱包・ラベルの作成および貼付を行い、タイの注文主に配送処理を行います。

③入金管理

出品企業と東京メトロポリタンテレビジョン株式会社間で取り決められた出品契約に基づき、出品企業へ販売代金を送金いたします。

- (4)タイ国内消費者に対する対応

タイ国内の消費者からの問い合わせに対し、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が窓口対応を行います。ただし、商品に関する内容や使用方法、その他出品企業でなければ回答ができない(対応ができない)事項については、出品企業に確認をとった上で、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が対応します。

3 応募資格

下記(1)～(6)の条件をすべて満たす者。

- (1)東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業(以下の表に該当する者)で、大企業が実質的に経営に参画していないこと。(いわゆる「みなし大企業」は除く。)

業種	資本金および常時使用する従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合を除く。

※「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

- (2)応募する商品を自ら企画・製造(製造のみ外部委託も可)し、自社商品として販売しているもの。

- (3)越境ECに適した魅力ある商品を有していること。

- (4)応募する商品について、他社の権利を侵害するものではないこと。

- (5)「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でない判断されるものではないこと。

- (6)東京都に対する事業税・賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

4 応募方法

- (1)申請書類を公社ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1904/0011.html>

- (2)必要事項を記入し、「事前確認書」および「出品申込書」に社印を捺印後、郵便または持参にてご提出ください。

※公社が認めた場合を除き、内容の変更は原則することができませんので、ご留意ください。

- (3)1企業あたりの応募商品は、2品目以内(セット商品は1品目とみなす)とします。

商品を複数申し込まれる場合は、全ての商品について「商品エントリーシート」および商品パンフレットをご提出ください。

- (4)提出書類 ※あらかじめコピーを取り保管してください。

No.	提出書類	郵送
1	事前確認書	1部
2	出品申込書	1部
3	商品エントリーシート	1部
4	会社概要(なければHPの写しでも可)	2部
5	商品のパンフレット	各2部
6	発行後3ヶ月以内の登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書)	1部

(5)募集期間 **2019年4月22日(月) ~ 2019年5月28日(火) 必着**

(6)提出書類の送付先・お問い合わせ先

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9 階
公益財団法人 東京都中小企業振興公社
事業戦略部 国際事業課 越境ECプロモーション支援担当
TEL 03-5822-7241 FAX 03-5822-7240 E-mail ttc@tokyo-kosha.or.jp

5 選考

【審査会】

ご応募いただいた「出品申込書」、「商品エントリーシート」をもとに、出品商品審査会で選考を行い、出品企業を選定します。

選考結果は公社から書面通知します。

なお、選考結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、ご了承ください。

【主な選考の視点】

- ・独創的で個性的な商品であるか
- ・コモディティ化した商品ではないか
- ・タイ国内の越境 EC 消費者に対し興味を引く商品であるか
- ・LAZADA 越境 EC サイトに適した商品であるか
- ・東京ブランド/日本文化/クールジャパン等への訴求性があるか
- ・安全に使用できる商品であるか

6 越境EC特設サイト掲載までの流れ

(1)東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との出品契約締結

出品企業として選定された企業は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との個別面談を行い、出品条件(価格、輸送方法、納品に必要な標準期間、商品破損時やキャンセル時の料金負担方法等)について、出品企業と東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との間で合意に基づく契約を行います。

※東京メトロポリタンテレビジョン株式会社から財務状況の確認等を求められる場合があります。ご了承ください。

※東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との出品契約が成立した後、特設サイトへの出品が正式に決定します。

(2)商品情報の登録

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社から提示された所定の様式を基に、商品の説明シートを日本語で作成いただきます。なお、越境ECサイトに掲載するためのタイ語訳については、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が行います。

※タイ語対応が可能な企業は、自社でタイ語訳を作成いただいても構いません。

※より販売効果の高い説明等が考えられる場合は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社もしくは公社からご相談をさせていただく場合がございます。

(3)越境EC特設サイトへの掲載

提供された商品情報等を基に、越境EC特設サイトに掲載し、商品の出品を開始します。
出品された商品は適宜プロモーション等、販促活動を実施します。

7 費用負担

越境 EC 特設サイトへの掲載は無料です。

※ただし、以下の費用等が発生します。

- ・東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との契約後、同社が指定する日本国内の倉庫またはタイの指定倉庫に発送するための送料
- ・倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用
- ・東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との面談にかかる経費(交通費等)
- ・その他出品条件契約書において合意されたもの

8 スケジュール(予定)

4月22日～5月28日	募集期間
6月上旬	出品商品審査会
6月上旬	結果通知
6月上旬～6月下旬	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との個別面談、出品契約締結
7月中旬	越境EC特設サイト掲載開始
7月中旬～3月31日	掲載および販売期間(適宜プロモーション支援・販売管理等実施)
3月31日	商品掲載終了

9 その他

(1)提出書類の不備の取り扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。

(2)申し込み情報の取り扱い

円滑な事業運営のため、出品申込書にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を東京メトロポリタンテレビジョン株式会社に提供します。

また、公社の施策およびこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

越境ECプロモーション支援事業 タイでの越境EC特設サイト出品等に関する規約

1 基本条件

- (1) お申し込みの時点で「越境ECプロモーション支援事業 募集要項【タイ】」および「越境ECプロモーション支援事業 タイでの越境EC特設サイト出品等に関する規約」の内容について遵守することを同意したものとします。
- (2) 出品企業は、「出品申込書」、「商品エントリーシート」記載内容のうち、商品の特徴や企業PR等に関する内容について、公社および東京メトロポリタンテレビジョン株式会社がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) 東京メトロポリタンテレビジョンが指定する形態での納品が可能であること(ラベルの貼付等)。
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること。
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- (4) 公社および東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- (5) 販売期間中の売れ行きやEC関連の商戦時期に併せて、小売価格を変更することや、セット販売等を行うことに同意いただけること。
- (6) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること。

3 出品商品の選考

公社は、「出品申込書」、「商品エントリーシート」の記載内容に基づき、出品商品の選考を行います。選考後、申込者に送付する出品企業決定通知をもって、出品の承認といたします。

4 出品承認後の支援取消

出品の承認後、お申し込み内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと公社が判断した場合、越境EC特設サイトへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をする場合があります。なお、取消にかかる一切の損害について、公社は責任を負いません。

5 自己負担

以下の費用は出品企業の負担になります。

- (1) 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との契約後、同社が指定する日本国内の倉庫またはタイの指定倉庫に発送するための送料。
- (2) 倉庫に発送した時点で欠損等あった際の交換費用。
- (3) 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との面談にかかる経費(交通費等)。
- (4) その他出品条件契約書において合意されたもの。

6 諸条件の調整

- (1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件は東京メトロポリタンテレビジョン株式会社と出品企業間で調整いただきます。
- (2) 期間中の売上が好調の場合は、在庫の追加を依頼する場合があります。
- (3) プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性があります。是非ご協力ください。

7 越境EC特設サイト掲載およびプロモーション支援に係る紹介順番について

- (1) 越境EC特設サイトおよびプロモーション支援に係る出品商品の紹介順番は公社および東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が決定いたします。
- (2) 各出品企業に割り当てられた越境EC特設サイトの掲載枠およびプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

8 出品に関すること

- (1) 出品企業は、「商品エントリーシート」に記載した商品の紹介を行うこととします。「商品エントリーシート」にご記入いただいた内容は、審査会をはじめ、パンフレット、越境EC特設サイト等の作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、公社が認めた場合を除き、原則することができませんので、ご留意ください。
- (2) 出品および商品販売等に関する契約、義務の履行等は出品企業および東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の間で締結された契約に係る責任と負担において行うものとします。
- (3) 出品方法は、公社および東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の指示に従うこととします。

9 著作権

越境EC特設サイトに係る著作権は公社に帰属します。

10 免責事項

- (1) 本事業は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社が指定する商流にて、同社が指定するECサイトにおいて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームは変更になる場合がございます。
- (2) 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社との販売契約は各出品企業が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は事業の全部又は一部に参加ができない場合がございます。
- (3) 本事業にて、出品企業や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、公社はその責任を負いません。
- (4) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、公社はその責任を負いません。
- (5) 天災、現地の政情その他公社の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部または全部を中止せざるを得ない場合は、公社は出品申込受領後であっても、本事業一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品企業にお支払いいただいた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を公社が補償することはありません。